

## 利用料（二割負担） 高月訪問介護

サービスの提供による利用料の額は、厚生労働大臣が定める額の合計額となります。介護保険の適用がある場合（「法定代理受領」※注の場合）には、下記料金表のサービスの額の二割が利用者負担金となります。ただし、介護保険が適用されない場合や、給付の範囲を超えたサービス費は、事業者が別に設定し、全額自己負担となります。

注～「法定代理受領」とは、利用者が居宅サービス計画に基づいたサービスの提供を受けた時に発生した料金について、利用者が支払うべき費用の一部（概ね二割）を除いた分を、事業所が市町村から受け取ることをいいます。

（特定事業所加算、処遇改善加算、地域区分含む）

身体介助（午前8時00分～午後6時00分）			早朝・夜間	
注、回数を重ねるごとに利用料は異なります 利用者の身体的理由や一人での訪問介護が困難と認められる場合は同意を得て二人の介護員が訪問し二人分の料金となります			早朝（午前7時～午前8時） 夜間（午後6時～午後10時） 25%増し	
区分	利用料	利用者負担	利用料	利用者負担
20分未満	2,021円	406円	2,521円	506円
30分未満	2,991円	600円	3,736円	748円
30分以上1時間未満	4,737円	948円	5,921円	1,186円
1時間以上1時間30分未満	6,871円	1,376円	8,607円	1,722円
1時間30分以上は30分ごとに加算	980円	196円	1,214円	244円
通院等乗降介助 / 1回	1,184円	238円	1,470円	294円
生活援助（午前8時00分～午後6時00分）			早朝・夜間	
注、回数を重ねるごとに利用料は異なります 利用者の身体的理由や一人での訪問介護が困難と認められる場合は同意を得て二人の介護員が訪問し二人分の料金となります			早朝（午前7時～午前8時） 夜間（午後6時～午後10時） 25%増し	
区分	利用料	利用者負担	利用料	利用者負担
20分以上45分未満	2,225円	446円	2,797円	560円
45分以上	2,746円	550円	3,430円	686円
身体介護・生活援助混在型（午前8時00分～午後6時00分）			早朝・夜間	
1回の訪問介護において身体介護・生活援助が混在する場合には、具体的なサービス内容を区分し、身体介護にかかる利用料に生活援助部分を加算いたします			早朝（午前7時～午前8時） 夜間（午後6時～午後10時） 25%増し	
区分	利用料	利用者負担	利用料	利用者負担
身体30分・生活20分	3,798円	760円	4,757円	952円
身体30分・生活45分	4,625円	926円	5,778円	1,156円
身体30分・生活70分	5,441円	1,090円	6,810円	1,362円

※ 次の厚生労働大臣が定める基準に事業所が適合している場合は、『特定事業所加算』の対象となり、利用料も以下のようになります。

①「体制要件」(事業所の訪問介護員等の個々に対し、計画的に研修、定期健康診断を実施している場合等)

②「人材要件」(事業所の訪問介護員の内、介護福祉士の割合が30%以上、サービス提供責任者が5年以上の経験を有する介護福祉士である場合)

③「重度対応要件」(事業所の利用者で、要介護4または要介護5の利用者の割合が常時20%以上を占めている場合)

	要件	加算される割合
特定事業所加算 (I)	①～③に適合	基本料金の20%
特定事業所加算 (II)	①、②に適合	基本料金の10%
特定事業所加算 (III)	①、③に適合	基本料金の10%

※ 特定事業所加算(III)の基準に適合しておりますので所定の基本料金を頂いております。

加算	要件	利用料	利用者負担
初回加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合。</li> <li>利用者が過去二月に当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合。</li> </ul>	2,215円	444円
緊急時訪問介護加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護(身体介護中心)を利用者、又はその家族等から要請を受けてから二四時間以内に行った場合。</li> <li>サービス提供責任者が、事前に指定居宅訪問介護事業所の介護支援専門員と連携を図り、当該介護支援専門員が、利用者又はその家族等から要請された日時又は時間帯に身体介護中心型の訪問介護を提供する必要があると判断した場合。</li> </ul>	1,112円	224円
地域区分(7等級)	1単位あたり10,21円		
処遇改善加算	所定単位数及び各加算に対し、8.6%を乗じて算定		